

「虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」

分担研究報告書

親の信仰が影響した児童虐待

分担研究者 谷村雅子(国立小児病院小児医療研究センター小児生態研究部長)

研究要旨 宗教的理由が関係する児童虐待は、児童虐待小児科全国調査に報告された1210例中に、11例(1%)存在した。10例はきょうだい中で一人のみが対象とされていた。医療的放置例5例(9ヶ月-5歳)、身体的虐待5例(2ヶ月-5歳)のいずれも死亡または施設措置となり重症であったが、親は行為を非とは認めていなかった。対応経験を蓄積して専門的援助方法を検討することが重要と考えられる。

A. 研究目的

児童虐待には親がわが子への愛情を持っていないために発生するケースが多いが、愛情があっても不適切な養育や厳しい躾により心身の健康を損ない治療を要する状態に至る場合もある。このような虐待例の中に親の信仰によるものがある。

本報告では、小児科全国調査から宗教的理由が関係していると推察される虐待例を紹介し、対応を考える資料とする。

B. 研究方法

治療を要する状態となった児童虐待の多くに小児科医が関わっていると考えられるので、わが国の児童虐待の実態把握および要因解析を目的として、私共は1986年より児童虐待小児科全国調査を行っている。小児科を標榜する病床数200以上の全国の医療機関1400の小児科に調査票を郵送し、前年に診断した被虐待児症候群および愛情剥奪症候群の症例の有無および症例の詳細報告を依頼している。本研究では、1998年までに診断された1210例から、親の信仰が関係していると推察される例を検索した。

C. 研究結果

1986年から1999年までの報告例1210例中、宗教的理由が関係していると推察される例は11例(0.9%)あった。これらは、1)児の発病に対して宗教的理由で適切な医療を受けさせなかった場合、2)身体的虐待の背景に宗教的な理由

がある場合、3)夫婦の宗教の違いによる夫婦不和の3群に大別された。

児の発病に対して宗教的理由で受療させなかった例は5例あった。いずれも親は行為は認めるが虐待とは認めていない。患児の年齢は9ヶ月から15歳で、いずれも成長や発達に重度の遅れは現れていないので、発病以前の親子関係や養育には特に問題はなかったと推察される。きょうだいへの虐待はない。患児への対応は、悪性腫瘍診断後に受療拒否したが食事は与えていた、ネフローゼ発症後の医療的放置、小脳腫瘍によるふらつき発症後の医療的放置、染色体異常と幽門狭窄合併児の嘔吐への放置、親による突発的暴行後のけいれんへの医療的放置で、4例は両親が、1例は父親(母親の信仰については不明)が新宗教の信者または主宰者であった。宗教Aは神の思いがあって病が起るので祈願によって病を平癒、宗教B、Cは従来の医学に拒否的で治病第1を掲げる宗教で、治癒能力をもつものが浄霊により病の元となっている憑霊を取り払う¹⁾、Dは詳細不明、症例4は霊媒師から水子のたたりといわれた。

身体的暴行を受けた5例は、硬膜下出血や意識障害などの重症を負い、4例は成長・発達障害も現れていた。1例は5歳で乳児院、養護施設から兄と共に家庭に戻って患児のみが虐待された。児の行動問題に対して父が暴行し、母も水子の霊がついていると他人にいわれて拒否的であった。対応の過程で両親の認識の変化はみられたが、養護施設養育となった。4例は2ヶ月から11ヶ月の乳

児で新生児期の医学的問題はない。1例は父が不在がちで精神的に不安定な母親が水子の霊がついたと虐待したもので、上のきょうだいは既に乳児院に収容されていた。2例は家族間不和の家庭で宗教的な理由で親または祖母の1人が暴行した。いずれも他のきょうだいには虐待していない。行為は認めるが非は認めず、生存児3例は養護施設養育となった。1例は理由は不明であるが宗教主宰者である父親から暴行を受け、来院時には死亡していた。

宗教が異なることによる夫婦不和の家庭では、子ども5人中患児のみが両親から叱責され失声などの情緒的障害が生じたが、親の認識に変化がみられ、児は家庭で養育され外来通院しているが再発はみられない。対応には心理職が加わった。

D. 考察

児童虐待対応において、親の信仰がその背景にある場合、対応が非常に難しい。本調査でも全例通して、親は行為を非とは認めていない。

信仰をもつ患者の医療における、患者の自己決定権と医師の救命義務との優先問題も難しい問題であるが、親の信仰による児の受療拒否に関しては更に多くの議論が必要である。しかし、今回の医療拒否の5例のいずれも一度は医療機関を受診していることは見逃せない。医療と宗教とがつねに敵対関係にあるのではないし¹⁾信仰の程度も個人によって異なる。関連の病院をもつ宗教もあるので、家族との信頼関係を築いて、医療機関での受療の中断をさける配慮が重要と思われる。

宗教的理由による身体的暴行の具体的理由は明らかでなく、信仰する宗教が媒としての暴力を許している場合、悪霊祓いを目的とする場合、宗教を虐待の単なる口実とした場合、精神状態が不安定な場合などが含まれると考えられる。今回の例では、対象となった児は医学的な養育上の問題がないにもかかわらず、同胞中で1人だけが虐待されていた。心理的損傷も受けていることから親子関係も損なわれていたものと推察される。一般に、信仰に基づいて不適切な養育を行っている親への対応は難しいと思われるが、5例とも施設措置となったことに注目したい。より早期に発見されていれば軽傷の段階での対応も可能であったかもしれない。

医療的放置例も一度は医療機関を受診したこと、身体的虐待例は施設措置となったことなどを考え

ると、専門的対応により軽症に留めることが不可能ではないと考えられ、対応経験の蓄積に基づく検討が重要と考えられる。

E. 結論

児童虐待の小児科全国調査に報告された中に、宗教的理由が関係した例は11例1%存在し、いずれも死亡はまた施設措置となり重症であったが、親は行為を非と認めていなかった。経験の蓄積による専門的対応が重要と考えられる。

謝辞 個人の特定を避けるため、ご報告いただいた先生方の所属等は記載いたしませんでしたが、貴重な資料のご報告に感謝申し上げます。

文献¹⁾井上順孝他編．新宗教辞典．弘文堂．1996

F. 研究発表

1. 論文発表

松井一郎，谷村雅子

虐待予防の地域中核機関として保健所は機能しうるか．

小児保健研究，印刷中．

松井一郎，谷村雅子

子ども虐待の予防と母子保健活動．

母子保健 481，1999．

谷村雅子，松井一郎

子ども虐待のリスク要因．

保健の科学 41：577-582，1999．

松井一郎，谷村雅子

子ども虐待とはなにか．

保健の科学 41：564-570，1999．

谷村雅子

こども虐待．小児科 41：477-484．2000．

2. 学会発表

谷村雅子

わが国の児童虐待の実態と周産期医療への期待．平成10年度周産期医療研修会，大阪，2月27日，1999．

松井一郎，谷村雅子

虐待予防の地域中核機関として保健所は機能しうるか．

第46回小児保健学会，札幌，10月16日，1999．

G. 知的所有権の取得状況 なし

表1. 宗教・思想的理由が関係した児童虐待・不適切養育 - 1 (小児科全国調査より)

症例	診断年 年齢・性	新生児・乳児期 の特記事項	虐待内容	主症状	成長・発達 行動障害
[宗教・思想的理由による疾病対応]					
5	1996年 3歳 女子	なし	悪性腫瘍の 治療拒否	胸部横紋筋肉腫	なし
6	1996年 15歳 男子	なし	ネフローゼ罹患後 6年放置	腎不全、随膜炎 けいれん 呼吸停止、意識障害	栄養障害 低体重 行動障害不明
8	1998年 13歳 男子	染色体異常 MR、胃軸捻 幽門狭窄	養育放棄	脱水 嘔吐、呼吸停止	栄養障害 行動障害不明
10	1990年 3歳 男子	なし	医療機関受診せず 健診未受診 ふらつき歩行不能から 5カ月寝かせて食事のみ	小脳腫瘍、 呼吸障害	成長障害なし 行動障害不明
7	1996年 9カ月 女子	なし	身体的暴行	硬膜下出血、 けいれん、皮下出血 意識障害	なし
[身体的虐待の背景に宗教的要因]					
3	1982年 5歳 男子	乳児院 養護施設	身体的暴行 養育放棄 食物を与えず	火傷、打撲、 皮下出血	摂食異常、無表情 緘黙、夜尿、 放浪、友人に暴力
2	1986年 6カ月 女子	なし	身体的暴行 壁に打ち付け	けいれん 硬膜下出血	低体重
1	1981年 3カ月 女子	なし	身体的暴行 投げ落とし	骨折、硬膜下出血 肺出血 意識障害	低身長・体重 栄養、発達障害 摂食異常、無表情
4	1996年 11カ月 女子	なし	身体的暴行	硬膜下血腫、打撲 けいれん 意識障害	なし
9	1994年 2カ月 女子	なし	身体的暴行	意識障害、呼吸停止 微慢性脳浮腫 骨折	栄養障害 低体重 不明
[宗教の違いによる夫婦不和]					
11	1989年 4歳 男子	なし	心理的虐待 叱責		失声 無表情、無反応

症例	主な虐待者	児数 出生順位	他同胞へ の虐待	供述	他の要因	虐待認識	転帰
5	実両親	4人 第3子	虐待せず	宗教(A)		行為は認めるが 虐待とは認めず	治療拒否し 退院し 自宅で死亡
6	実両親	3人 第2子	虐待せず	宗教(B)		行為は認めるが 虐待とは認めず	来院時死亡
8	継父母	不明	不明	嘔吐しているからと 水分与えず祈りで 治す 宗教主宰(D)		行為は認めるが 虐待とは認めず	来院時死亡
10	実両親 祖父母	2人 第1子	不明	突然のふらつきに 病気でないと思った 霊媒師により寝かせて 祈れば治るといわれた 水子のたたりと考えた		行為は認めるが 虐待とは認めず	入院中死亡
7	実父	2人 第2子	虐待せず	宗教(C)で 医療否定的なため 痙攣後、30分祈り	アル中 なつかない	非を認めず	乳児院
3	実父	4名 第2子	虐待せず	児の行動問題 母も他人から水子 の霊がついてい るといわれ拒否的	児の家庭外養育 夫婦不和 経済不安定 酒乱	認識変化	養護施設
2	実母	2名 第2子	虐待あり 既に乳児院	水子の霊がついた	精神疾患? 父不在がち	行為は認めるが 虐待とは認めず	乳児院
1	実父	2名 第2子	虐待せず	宗教的な理由	母と祖母不仲	行為は認めるが 虐待とは認めず	養護施設
4	祖母	4人 第4子	虐待せず	泣いて騒さいので 宗教的意義で	夫婦不和 経済不安定 親精神疾患	非を認めず	乳児院
9	実父	2人 第2子	虐待せず		宗教信者(E)	非を認めず	来院時死亡
11	実両親	5人 第4子	虐待せず		夫婦不和 (宗教の相違)	自覚、認識変化	家庭 再発なし (外来通院)